

地域生活支援拠点等に係る加算等の概要

この資料は、障害福祉サービス等の給付費における地域生活支援拠点等に係る加算等の概要をまとめたものです。実際の請求に当たっては、法令等の規定を十分に確認してください。

令和 6 年 4 月現在

サービス種類	加算名称・単位	概要
計画相談支援・障害児相談支援	地域生活支援拠点等機能強化加算 500 単位/月	地域における各種の相談支援事業を一時的に運営している事業者または地域の複数の相談支援事業所が構築するネットワーク（いずれも地域生活拠点等である場合に限る）においてコーディネーターが配置されている場合（コーディネーター1 人当たり 100 回/月が上限）
	地域生活支援拠点等相談支援加算 700 単位／回 （短期入所事業所への受け入れ実績 （回数）に応じて、月 4 回を限度）	拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合
	地域体制強化共同支援加算 2, 000 単位／回	拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、自立支援協議会に報告した場合
居宅介護・重度訪問介護・ 同行支援・行動支援	緊急時対応加算 100 単位／回 地域生活支援拠点等の場合+50 単位／回	居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護等を、利用者等の要請を受けてから 24 時間以内に行った場合
短期入所	（サービス利用を開始した日） 100 単位／日 （関係機関との連携及び調整に従事する者を配置し、 重度障害者の緊急時の受入れを行った場合）+200 単位／日	拠点等として短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に 100 単位を加算し、関係機関との連携及び調整に従事する者を配置し、重度障害者の緊急時の受入れを行った場合はさらに 200 単位を加算
施設入所支援	地域移行促進加算 施設利用者の宿泊体験を支援した場合 120 単位／日 施設利用者の見学や食事体験等（宿泊体験 を伴わないもの）を支援した場合 60 単位／日	入所者に対し、通所サービスやグループホームの体験等、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合
	障害福祉サービスの体験利用支援加算 【初日から 5 日目まで】 500 単位／日 【6 日目から 15 日目まで】 250 単位／日 地域生活支援拠点等の場合+50 単位／日	障害者支援施設等において生活介護等を利用する利用者が、地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に障害支援施設等の従事者が体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援または相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行い、当該利用者の状況、当該支援内容等を記録した場合
生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・ 就労移行支援・就労継続支援（A 型・B 型） ※ただし、いずれも障害者支援施設等において 設置されているものに限る。	地域生活支援拠点等機能強化加算 500 単位/月	地域における各種の相談支援事業を一時的に運営している事業者または地域の複数の相談支援事業所が構築するネットワーク（いずれも地域生活拠点等である場合に限る）においてコーディネーターが配置されている場合（コーディネーター1 人当たり 100 回/月が上限）
自立生活援助	緊急時支援加算 711 単位／日 地域生活支援拠点等の場合+50 単位／日	緊急時において、利用者その家族等からの要請に基づき深夜（午後 10 時から午前 6 時）に支援を行った場合
	緊急時支援費 734 単位／日 地域生活支援拠点等の場合+50 単位／日	緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又は家族等からの要請に基づき、速やかに訪問または一時的な滞在による支援を行った場合
地域定着支援	地域生活支援拠点等機能強化加算 500 単位/月	地域における各種の相談支援事業を一時的に運営している事業者または地域の複数の相談支援事業所が構築するネットワーク（いずれも地域生活拠点等である場合に限る）においてコーディネーターが配置されている場合（コーディネーター1 人当たり 100 回/月が上限）
	地域生活支援拠点等機能強化加算 500 単位/月	地域における各種の相談支援事業を一時的に運営している事業者または地域の複数の相談支援事業所が構築するネットワーク（いずれも地域生活拠点等である場合に限る）においてコーディネーターが配置されている場合（コーディネーター1 人当たり 100 回/月が上限）
地域移行支援	障害福祉サービスの体験利用加算 【初日から 5 日目まで】 500 単位／日 【6 日目から 15 日目まで】 500 単位／日 地域生活支援拠点等の場合+50 単位／日	障害福祉サービスの体験的な利用を行った場合
	体験宿泊加算 【一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合】 300 単位／日 【夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合】 700 単位／日 地域生活支援拠点等の場合+50 単位／日	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合

■その他（地域生活支援拠点の届け出によらない加算等）

短期入所 緊急短期入所受入加算の見直し
（福祉型）180 単位／日 → 270 単位／日

（医療型）270 単位／日 → 500 単位／日

初日から 7 日目まで → やむを得ない事情がある場合は 14 日まで

定員超過特例加算

10 日間を限度とし、緊急時において定員を超えて受け入れた場合 50 単位／日

生活介護 重度障害者支援加算

- ・生活支援員の 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者である事業所において、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者（区分 6 かつ行動関連項目 10 点以上）に対し支援を行った場合 360 単位／日 ※※加算の算定を開始した日から 180 日以内は+500 単位／日
- ・生活支援員の 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者である事業所において、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者（区分 4 かつ行動関連項目 10 点以上）に対し支援を行った場合 180 単位／日 ※※加算の算定を開始した日から 180 日以内は+400 単位／日